

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
注 2：最終日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終日程表の記載内容との間または最終日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注 3：第 3 号または第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注 4：第 4 号または第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船など、または一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船など、または一泊につき一件として取り扱います。
注 5：第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。

- 24. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件**
当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金などの支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）その場合の旅行条件は、本「海外募集型企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。
(1) 通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」など（以下「会員番号など」といいます。）を当社らにお申し出いただけます。
(2) 通信契約は、電話による申込の場合は、当社らが申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社らが契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。但し、契約締結を承諾する旨を e-mail、ファクシミリ、留守番電話などの電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとし、通信契約成立日をカード利用日とします。
(3) 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合当社らは通信契約を解除し、パンフレットに定めた取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
(4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第 11 項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合または第 13 項から第 16 項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社らは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
(5) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効などにより、旅行代金などが提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。
(6) 通信契約を締結する場合、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないなど、または業務上の理由などでお受けできない場合もあります。

- 25. 団体・グループの契約について**
(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除などに関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
(4) 当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

- 26. 現地受入機関による契約解除**
参加者が著しくプログラムの趣旨に反し、プログラムの円滑な運営を妨げると判断される場合は、受入機関または受入家族が滞をお断りします。また、語学学校等の規律を守らない場合や無断欠席をした場合と同様に、授業への出席をお断りします。いずれの場合も滞在費、授業料の払い戻しはいたしません。また、お客様の都合で当社が手配した滞在先からホテル等の滞在になった場合の追加費用は、参加者の負担となります。

- 27. ホームステイの意義（参加にあたっての重要事項）**
ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活することで、互いの国の文化・習慣・ものの考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることにホームステイの目的があります。

- 28. ホームステイ中の注意事項**
(1) 家事の手伝い、整理整頓、ホームステイ中の自分の部屋の片付けやベッドメイク、洗濯などはご自分で行うようにして下さい。
(2) 入浴…日本のように毎日入浴する習慣がない国もありますので、必ずホストファミリーに利用方法を確認して下さい。
(3) 電話…ホストファミリーの電話は緊急時などやむをえない場合以外は極力使用しないようにして下さい。電話を利用する場合は、必ずホストファミリーの許可を得てください。また、深夜の電話や長電話は控えてください。なお、使用した場合は必ずその都度電話代をお支払いください。
(4) 外出…自由行動中に外出する場合は、ホストファミリーに必ず連絡して下さい。また、ホストファミリーの生活スケジュールは尊重してください。
(5) 外泊…参加者本人の個人的都合によるホームステイ中の外泊の際は、必ずホストファミリーの同意を受けてください。無断外泊はホストファミリーや日本にいるご家族に心配をかけることになりかねません。

- (6) その他…ホームステイ先により、上記以外にも様々なルールが設けられている場合があります。到着時に必ずご確認ください。

- 29. ホームステイ中の禁止事項**
(1) たばこ・酒…未成年の喫煙、飲酒は厳禁です。海外の法律は日本より大変厳しいので、ご注意ください。また、一部の国では年齢制限が日本と異なる場合がございます。家庭によっては、家での喫煙・飲酒を禁止している場合もあります。各家庭のルールに従って下さい。
(2) 車の運転…慣れない海外での車やオートバイの運転は大変危険です。運転には日本の家族、ホストファミリーの同意を受けてください。
(3) ホストファミリーの許可なしに友人を家に誘ったり、食事に招いたりすることはできません。
(4) ホストファミリーの許可なしに異性を自分の部屋に入室させることはできません。
(5) 上記禁止事項に違反した場合、または現地の法律に違反した場合、ホストファミリーに対して身体的または精神的に苦痛を与えた場合、ホストファミリーの所有物を故意に破損した場合は、ホスト先を出て頂くことがあります。この場合の滞在費等の返金は一切ありません。禁止事項を違反した事により、新しいホストファミリー（学生寮・ホテル等含む）の手配をした場合は、規定の手配料及び実費を申し受けます。

- 30. ホストファミリーについて**
(1) ホストファミリーの定義…ホストファミリーは学校やホームステイ幹旋機関と契約し、海外からの受入に問題ないと判断されているペイイングホストファミリーです。ホストファミリーの家族構成は千差万別で、両親の揃った家庭、片親、老夫婦、子供のいる家庭、いない家庭、また宗教や肌の色も人種も様々です。
(2) ホストファミリーの責務…ホストファミリーには参加者に対して宿泊するための部屋と、規定回数の食事の提供が義務付けられています。プログラムに含まれない最寄駅までの送迎や週末の余暇を共に過ごすことなどは、ホストファミリーの厚意によるものです。
(3) ホストファミリーの言語環境…ホームステイ先によっては、家族同士の会話において、「留学目的の言語」以外の言語を話す場合があります。（例：マルタの場合は、英語以外の言語としてイタリア語など）家族の中に「留学目的の言語」が話せない方がいるケースは少なくありません。参加者との会話以外の場合は、家族間のコミュニケーションとしてご理解下さい。
(4) ホストファミリーの場所…多くのホストファミリーは、街の中心から離れた住宅街（ベッドタウン）にあります。そのため通学時間は片道平均 40～60 分かかる場合がほとんどです。公共交通機関の種類や運行状況も日本のように便利ではありません。また、通学費用は参加者負担となります。
(5) ホストファミリーの受入について…ホストファミリーは、参加者以外の留学生を複数名受け入れている場合があります。また、事前にその情報入手することはできません。学校やホームステイ幹旋機関は、出来る限り国籍の同じ留学生を同一家庭に入れないよう努力しますが、ピーク時やホームステイ家庭が限られている地域はその限りではありません。
(6) ホームステイの申込み…ホストファミリーの家族構成や人種、宗教、職業などのリクエストはお受けいたしかねます。希望が認められないことを理由とする変更・取消に関しても、当社規定どりの手数料が適用となります。
(7) ホストファミリーの決定…ホストファミリーの決定は旅行開始日の 5～7 日前にご連絡するよう努力を致しますが、ピーク時（春・夏休み時期）などにおいては、出発の直前になるまでご連絡ができない場合があります。また、一度決定した後でも、現地の事情により、ホストファミリーが変更となる場合があります。
(8) ホストファミリー宅の通知内容…ホストファミリーの情報は、お客様指定の出発案内送付先（現住所・ご家族連絡先・取扱い店舗など）へお送りいたします。ホストファミリーのプライバシー尊重のため、お知らせできる情報はお名前、住所、電話番号などの基本情報になります。それ以外の情報をご案内する場合は、受入れ家庭が、学校や手配会社へ申告した時点の情報で、現時点と異なる場合がありますのでご了承ください。
(9) ホストファミリーの変更…参加者の一方的な希望によるホストファミリーの変更はお受けできません。但し、ホストファミリーの対応等に問題がある場合は学校や幹旋機関との話し合いにより変更いたします。また、現地家庭が皆様を受け入れた後でも、やむをえない事情（家族の不幸、急病、事故、天災など）により、受け入れが出来なくなる場合があります。変更となる場合は、学校は新たな受け入れ家庭を手配いたしますが、準備が整うまでの間、別の家庭や学生寮、ホテル等の別の宿泊機関に滞在していただく場合があります。当社は、学校より変更の連絡があり次第、速やかにお客様及び日本のご家庭へご連絡いたしますが、週末や時差により遅れる場合があります。
(10) ホストファミリーの義務…ホストファミリーは、留学生が快適に勉強する環境を提供する義務があります。ホストファミリーがこの義務を怠っていると感じた場合は、速やかに学校もしくは弊社にご相談ください。

- 31. ご旅行条件・旅行代金の基準**
(1) この旅行条件基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレットなどに明示した日となります。
(2) 特別に注釈のない場合、ごども代金は年齢が旅行開始日当日を基準として満 2 歳以上 12 歳未満のお子様にも適用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。
(3) 追加代金とは、航空会社の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1 人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択などパンフレットに表示して追加する代金をいいます。
(4) 本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金または割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第 2 項のお申込金、パンフレットに定める取消料、第 23 項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。
(5) 空港税などの換算基準日はパンフレットに明示します。過不足が生じても一切精算はいたしません。

- 32. その他**
(1) 滞在先で生じた問題は、まず添乗員もしくは現地スタッフにご相談ください。ほとんどの場合がコミュニケーション不足によるお互いの理解の行き違いが多いようです。勇気を出して話し合いをすることで解決場合があります。それでも解決できない場合は、学校に変更希望の旨、お申し出下さい。ただし、個人的な意見による場合は変更できません。
(2) 受入機関からの要請により、参加者には任意保険（海外旅行保険）への加入が義務付けられていますので、日本出発前に必ずご加入ください。
(3) 旅券・航空券・その他貴重品は参加者自身で管理・保管してください。旅券・航空券の盗難、紛失の場合、当社の判断により、必要に応じて在外関係機関、航空会社等に連絡いたしますが、その際必要な手続きに関する通費、宿泊費、および当社の手続き、幹旋費用等一切の費用は参加者の負担となります。また、手続きのための難関、単独帰国の際に購入する航空券の代金なども参加者の負担となります。
(4) お買物案内について
お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品などのお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内語法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
(5) 海外旅行保険について
病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費などがかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害などを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に必ずご加入ください。海外旅行保険については当社らの係員にお問合わせください。
(6) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
(7) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(8) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行約款をご希望の方は、当社らにご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.utd.co.jp/> からご覧になれます。
(9) 保健衛生について
渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
(10) 海外危険情報について
渡航先（国または地域）によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、「外務省海外安全ホームページ」 www.pubanzen.mofa.go.jp 外務省海外安全相談センター：03－5501－8162 国別・海外安全情報 FAX サービス：0570－02－3300 でもご確認ください。
(11) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の取扱について
イ) 「十分注意して下さい」
(ア) 通常通り履行いたしますが、当社らにて渡航情報（危険情報）の書面をお受け取りください。
(イ) 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

- ロ) 「渡航の是非を検討してください」
(ア) 当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則履行いたします。その場合、当社らは渡航情報（危険情報）並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。
- (イ) 書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を受受いたしません。一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
- (ウ) 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」履行を中止いたします。
- ハ) 個人情報の取扱いについて
イ) 株式会社ユナイテッドツアーズ（以下「当社」）及びご旅行をお申込いただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関などの手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関などに提供いたします。
- ロ) 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- ハ) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

旅行企画・実施

（観光庁長官登録旅行業第 3 0 0 号）

株式会社 ユナイテッドツアーズ

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 2F

社団法人日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員

令和 2 年 4 月 1 日改訂